

医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について

1 趣旨

2026 年は、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の 3 年目にあたることから、中間見直しを行う。また、2040 年に向け次期地域医療構想の策定を行い、2027 年 3 月を目途に公示を予定している。

2 見直し及び策定方針（案）について

今後提示される予定の医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて作業を進める。

(1) 医療計画

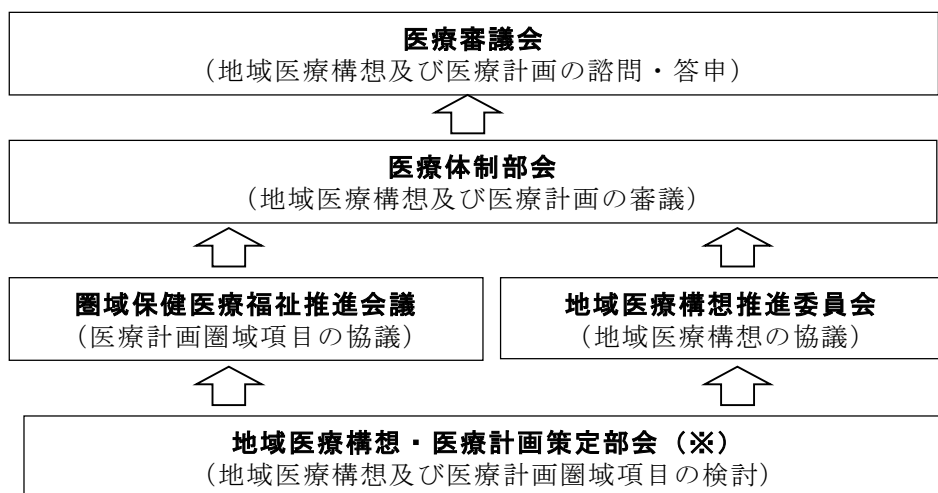
- ア 基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。
- イ 現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。
- ウ 医療計画見直しと同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。
- エ 在宅医療対策、外来医療計画の推進及び医師確保計画の推進について、必要な見直しを行う。
- オ 政策的に関連が深い他の計画との一体的策定を行う。

(2) 地域医療構想

- ア 次期地域医療構想を医療計画の上位概念に位置付ける（予定）。
- イ 地域の医療提供体制全体の方向性の策定、将来の病床数の必要量の推計等を行う。

3 協議体制

圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の下に「地域医療構想・医療計画策定部会」を設置し、医療計画と地域医療構想との整合性を図りながら、見直し・策定作業を進める。



※ 地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議の委員の属する団体の役職員等の中から選出

4 今後のスケジュール（予定）

年 月	会 議	医療計画	地域医療構想
2026年1 ～2月	第2回圏域保健医療福祉推進会議 第2回地域医療構想推進委員会	・策定部会の設置の承認	
2月16日	第2回医療体制部会	・基本方針及び作成要領の検討 ・基本方針及び作成要領の決定⇒<諮問>	
3月30日	第1回医療審議会		

※

※2025 年度中に医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインが示される予定であるが、国の検討状況次第では、後ろ倒しになる可能性がある。

5 見直し及び策定工程

※現時点での想定であり、策定ガイドライン等の内容により変更となる可能性がある。

	会 議	医療計画	地域医療構想
①	地域医療構想・医療計画策定部会	—	素案検討
②	地域医療構想推進委員会	—	素案協議
③	医療体制部会	素案決定	
④	地域医療構想・医療計画策定部会	試案検討	
⑤	地域医療構想推進委員会	—	試案協議
	圏域保健医療福祉推進会議	試案協議	—
⑥	医療体制部会	試案決定	
⑦	医療審議会	原案決定	
—	—	市町村、関係団体へ意見照会 パブリックコメント	
⑧	地域医療構想・医療計画策定部会	修正案検討	
⑨	地域医療構想推進委員会	—	修正案協議
	圏域保健医療福祉推進会議	修正案協議	—
⑩	医療体制部会	最終案決定	
⑪	医療審議会	決定<答申>	